



2021年9月9日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
代表者の 代表取締役社長 岡本 貴文
役職氏名 (コード番号 8894 東証第2部)
問合せ先 取 締 役 津野 浩志
電話番号 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

**臨時株主総会並びに普通株主、A種種類株主及びB種種類株主による各種類株主総会の開催、
定款の一部変更、並びに剰余金の処分に関するお知らせ**

当社は、2021年8月19日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2021年9月6日を基準日と定めて、臨時株主総会を開催する旨をお知らせいたしました。本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）並びに普通株主、A種種類株主及びB種種類株主による各種類株主総会（以下「各種類株主総会」と総称します。）の開催日並びに付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本臨時株主総会において第1号議案として付議いたしますのは定款の一部変更のみであり、種類株式の発行を決定するものではなく、現時点において種類株式の発行について決定した事実はありません。

記

1. 本臨時株主総会及び各種類株主総会の開催について

(1) 開催日時 2021年10月27日（水）午前10時

(2) 開催場所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル2階 飛翔の間

(3) 目的事項

[本臨時株主総会]

決議事項 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分の件

[各種類株主総会]

決議事項 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社は、2020年9月16日に開催した臨時株主総会において、機動的な資本政策に備えることを目的としてB種種類株式を発行できるよう定款変更を行い、同年10月30日に、B種種類株式600株を発行いたしました¹。B種種類株式は、新株予約権と異なり発行当初から払込金額による資金調達ができる点、及び社債等と異なり払込金額を負債として計上する必要がないため資本の増強を通じて当社の財務状況の改善に資するという点において、当社にメリットがある資金調達

¹ 詳細については、当社の2020年10月14日付けプレスリリース「第三者割当による種類株式の発行（一部現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」をご参照ください。

手段です。

そこで、当社は、新たな資金調達の実現手段として、今後さらに複数回に渡って機動的にB種種類株式の発行が可能となるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、現時点では、B種種類株式の発行のために必要となる定款変更のみを実施するものであり、当社は、B種種類株式を発行することを決定したのではなく、具体的な発行の時期や割当先・発行条件について決定した事実はございません。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第二章 株式	第二章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は1,197,332,676株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。	第6条 当社の発行可能株式総数は1,197,332,676株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。 <u>ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。</u>
普通株式 1,197,332,676株	普通株式 1,197,332,676株
A種種類株式 4,650,000株	A種種類株式 4,650,000株
B種種類株式 2,500株	<u>第1回B種種類株式 2,500株</u>
	<u>第2回B種種類株式 2,500株</u>
	<u>第3回B種種類株式 2,500株</u>
	<u>以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。</u>
(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)	(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)
第10条の6 当社は、株式の併合をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。	第10条の6 当社は、株式の併合をするときは、普通株式、A種種類株式及び <u>各B種種類株式</u> ごとに同時に同一の割合で併合する。
2. 当社は、株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。	2. 当社は、株式の分割をするときは、普通株式、A種種類株式及び <u>各B種種類株式</u> の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。
3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主	3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主

<p>にはA種種類株式を、B種種類株式を有する株主（以下「<u>B種種類株主</u>」という。）にはB種種類株式をそれぞれ同時に同一の割合で割当てる。</p> <p>4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、<u>B種種類株主</u>には<u>B種種類株式</u>の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>5. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、<u>B種種類株主</u>には<u>B種種類株式</u>を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>6. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、<u>B種種類株主</u>には<u>B種種類株式</u>を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p>	<p>にはA種種類株式を、B種種類株式を有する株主（以下<u>第1回ないし第3回B種種類株式を有する株主</u>を併せて「<u>B種種類株主</u>」といい、<u>第1回ないし第3回B種種類株式</u>のうちのいずれか一つの種類の株式を有する株主を意味する場合には「<u>各B種種類株主</u>」という。）には各B種種類株式の種類ごとに各B種種類株式をそれぞれ同時に同一の割合で割当てる。</p> <p>4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、<u>各B種種類株主</u>には<u>各B種種類株式</u>の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>5. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、<u>各B種種類株主</u>には<u>各B種種類株式</u>を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>6. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、<u>各B種種類株主</u>には<u>各B種種類株式</u>を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p>
<p>(配当)</p> <p>第10条の9 当社は、B種種類株主及びB種種類株式の登録株式質権者（以下「<u>B種</u></p>	<p>(配当)</p> <p>第10条の9 当社は、B種種類株主及びB種種類株式の登録株式質権者（以下<u>第1回</u></p>

<p>種類登録株式質権者」という。) に対しては、配当を行わない。</p>	<p>ないし第3回B種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式の登録株式質権者を「各B種種類登録株式質権者」という。) に対しては、配当を行わない。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の11 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、<u>B種</u>種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第10条の11 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、<u>各B種</u>種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>2. 第13条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の12 (1) 普通株式対価取得請求権</p> <p><u>B種</u>種類株主は、<u>B種</u>種類株式発行後いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式(以下「対価普通株式」という。)の交付と引き換えに、その有する<u>B種</u>種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る<u>B種</u>種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該<u>B種</u>種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(2) <u>B種</u>種類株式を取得するのと引換えに交付する普通株式の数</p> <p>対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る<u>B種</u>種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られる</p>	<p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の12 (1) 普通株式対価取得請求権</p> <p><u>各B種</u>種類株主は、<u>各B種</u>種類株式発行後いつでも、当会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式(以下「対価普通株式」という。)の交付と引き換えに、その有する<u>各B種</u>種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る<u>各B種</u>種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該<u>各B種</u>種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(2) <u>各B種</u>種類株式を取得するのと引換えに交付する普通株式の数</p> <p>対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る<u>各B種</u>種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られ</p>

額を、下記 (3) 乃至 (5) に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得価額

B種種類株式について会社法第199条第1項各号に定める事項を決定する日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(4) 当初取得価額の修正

取得価額は、B種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切り上げる。また、下記(5)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

る額を、下記 (3) 乃至 (5) に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、各B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得価額

各B種種類株式について会社法第199条第1項各号に定める事項を決定する日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(4) 当初取得価額の修正

取得価額は、各B種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切り上げる。また、下記(5)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

<p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) 当社は、<u>B</u>種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。</p>	<p>(5) 取得価額の調整</p> <p>(a) 当社は、<u>各B</u>種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。</p>
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の13 (1) 金銭対価取得請求権</p> <p><u>B</u>種種類株主は、<u>B</u>種種類株式発行後、下記(2)に定める条件が成就した場合には、当該条件が成就した日以後いつでも、当社に対して、下記(3)に定める金銭(以下「対価金銭」という。)の交付と引き換えに、その有する <u>B</u>種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下この請求を「金銭対価取得請求」という。)、当社は、当該金銭対価取得請求に係る <u>B</u>種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、対価金銭を、当該 <u>B</u>種種類株主に対して交付するものとする。但し、分配可能額を超えて <u>B</u>種種類株主から取得請求があった場合、取得すべき <u>B</u>種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>(2) 金銭対価取得請求権の行使の条件</p> <p>東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)が下限取得価額を下回ること。</p> <p>(3) <u>B</u>種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額</p> <p>対価金銭の額は、金銭対価取得請求</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の13 (1) 金銭対価取得請求権</p> <p><u>各B</u>種種類株主は、<u>各B</u>種種類株式発行後、下記(2)に定める条件が成就した場合には、当該条件が成就した日以後いつでも、当社に対して、下記(3)に定める金銭(以下「対価金銭」という。)の交付と引き換えに、その有する <u>各B</u>種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下この請求を「金銭対価取得請求」という。)、当社は、当該金銭対価取得請求に係る <u>各B</u>種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、対価金銭を、当該 <u>各B</u>種種類株主に対して交付するものとする。但し、分配可能額を超えて <u>各B</u>種種類株主から取得請求があった場合、取得すべき <u>各B</u>種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p> <p>(2) 金銭対価取得請求権の行使の条件</p> <p>東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)が下限取得価額を下回ること。</p> <p>(3) <u>各B</u>種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額</p> <p>対価金銭の額は、金銭対価取得請求</p>

<p>に係る <u>B</u>種種類株式の数に、 1,000,000 円を乗じて得られた額とする。</p>	<p>に係る <u>各B</u>種種類株式の数に、 1,000,000 円を乗じて得られた額とする。</p>
<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還)) 第 10 条の 14 当社は、<u>B</u>種種類株式発行後、いつでも、<u>B</u>種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、<u>B</u>種種類株主又は <u>B</u>種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、<u>B</u>種種類株式の全部又は一部を取得することができる。<u>B</u>種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該 <u>B</u>種種類株式の数に 1,000,000 円を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する <u>B</u>種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還)) 第 10 条の 14 当社は、<u>各B</u>種種類株式発行後、いつでも、<u>各B</u>種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、<u>各B</u>種種類株主又は <u>各B</u>種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、<u>各B</u>種種類株式の全部又は一部を取得することができる。<u>各B</u>種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該 <u>各B</u>種種類株式の数に 1,000,000 円を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する <u>各B</u>種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>

(3) 日程

定款変更を付議する臨時株主総会開催日	2021 年 10 月 27 日
定款変更の効力発生日	2021 年 10 月 27 日

3. 剰余金の処分の要領

当社は、2021 年 8 月 19 日付けプレスリリース「資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分に関するお知らせ」のとおり、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことを決定しました。そのうち、未定としておりました、その他資本剰余金から繰越利益剰余金に振り替える金額については、1,062,155,533 円とすることを決いたしました。

これにより、本臨時株主総会に付議する剰余金の処分の要領は、以下のとおりとなります。

当社は、会社法第 452 条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の一部 1,062,155,533 円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損の補填に充当します。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,062,155,533 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,062,155,533 円

(3) 増加後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金	1,511,355,171 円
繰越利益剰余金	0 円

以 上